4 新たな企業活動等を踏まえた産業財産権の活用実務に関する 調査研究

本調査研究は、産業財産権の活用に関する現状およびニーズの調査に関するものである。産業財産権の活用については、出願件数や登録件数などの明確な指標が存在しない。従来の特許庁の施策は、特許庁により行われる統計調査の「保有権利の利用/未利用状況」に基づいた「未利用権利の利用促進」に重点が置かれており、必ずしも産業財産権ユーザのニーズを把握して行われたものではなかった。

一方、企業や大学等の産業財産権ユーザの活用の形態は、業種、企業規模等により様々であり、「利用/未利用」という区分でとらえられないものであることから、今後の産業財産権の活用に関する施策の検討にあたっては、産業財産権の活用に関する現状およびニーズを適切に把握する必要がある。

アンケート調査(約3000者)においては、産業財産権の活用の種々の態様、具体的には、権利行使等の直接的活用、 自社製品防衛の目的等の間接的活用、技術指標としての活用、他社技術の導入のための活用、のそれぞれについて、主 に業種および企業規模毎の分析を行うとともに、日本国内および海外におけるヒアリングを行った。

I. 序

特許制度は、企業や研究機関・大学等の研究開発成果を保護する役割を担っているが、技術分野に対して画一的な制度である。すなわち、特許権を得るための手続や特許権の効力(侵害成立要件、権利存続期間)に、技術分野による違いは基本的に設けられていない。技術分野に対する画一性は、国際的には TRIPS 協定における明文規定による要請がなされており、日本においては例外的に存続期間の延長制度が設けられている。

一方、企業の事業活動は、収益を得る仕組みが異なることから、技術分野に応じて事業活動の形態も様々である。したがって、特許制度が技術分野に対して画一的であっても、企業活動の中で特許がどのように活用されているかは、技術分野により多様なものとなる。また、企業活動は技術分野以外の種々の要素が関連した活動であることから、特許の活用態様も、技術分野だけでなく、企業規模、競争環境、企業活動に関連した製品やサービス等の形態等により、更に多様なものとなる。

また、特許制度による企業活動への影響は、特許権の行使(差止め/損害賠償請求)が行われる直接的な場合に限定されるものではない。例えば、自社および他社の特許権の存在(分布)は同業各社の企業活動に影響を与え、特許権及び出願中の特許が存在するという事実自体が、技術を直接理解しない第三者(顧客・銀行・投資家等)の判断や行動に、影響を与え得るものである。

したがって、特許権を含む産業財産権の「活用」を検討する際には、産業財産権の権利行使や、権利に付随した活動 (譲渡・実施許諾)に限らず、「産業財産権を自らの事業に活かす活動」全般について検討を行う必要がある。また、産業財産権の「活用」の検討の際には、自社で取得した権利の活 用に限定されるものではなく、技術導入や共同研究・共同開発に付随する他者(他社・他機関)の権利の活用も含めた検討が必要である。

我が国における産業財産権の活用についての議論は、「未利用権利の利用促進」「産学連携」「損害賠償請求認容額の高額化」「知財信託」「実施権の登録制度」等、特定のトピックに関して盛んに行われてきたものの、企業の産業財産権に関連した活動を総合的にとらえた現状および課題の認識は必ずしも十分であるとはいえず、諸外国と比較した産業財産権の活用状況の相違や、特許庁による過去の法改正や諸施策の影響等についても、明らかではない。

本件調査研究においては、企業の産業財産権に関連した活動の現状や課題(ニーズ)を、多様な観点から分析および把握することにより、特許庁が産業財産権の活用に関して新たな施策を検討する際の基礎資料を作成することを目的としている。

Ⅱ. 背景

産業財産権の「活用」は、知的創造サイクルにおける「発明の『創造』→『保護』→『活用』」の一段階であるが、その現状およびニーズについては、必ずしも明確ではない。

1. 活用に関する統計

産業財産権の「活用」を示す指標として、特許庁により毎年行われる知的財産活動調査の、「産業財産権の実施状況」における「利用件数」「未利用件数」の統計がある。平成20年の調査結果によると、利用件数および未利用件数は、それぞれ約半数であり、防衛目的の権利を除いても、およそ20%の未利用特許が存在している。

2. 活用に関する検討(審議会)や法改正

過去に行われた産業財産権の「活用」に関する検討(審議会等)や法改正としては、産業構造審議会 知的財産政策部会 流通・流動化小委員会(産業活力再生特別措置法の改正に反映)による包括的ライセンス契約登録制度の創設や、産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 通常実施権等登録制度ワーキンググループ(平成20年の特許法改正に反映)よる仮通常実施権制度の創設が挙げられる。

また、知的財産戦略本部が毎年策定する知的財産推進計画において、知的財産活用の支援および環境整備が提唱されてきたこと、平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)〜輝きのある日本へ〜」においても、中小企業の知財活用を促進することが目標として掲げられたことも挙げられる。

過去の産業財産権法の主な改正を概観すると(図 1)、平成5年以降、11回の法改正が行われ、「手続的内容が主の法改正(平成5年、平成6年)」「出願人(特許権者)による権利取得(権利保護)体制の強化が主である法改正(平成10年~平成18年)」「『知的財産権の戦略的な活用』が掲げられた法改正(平成20年)」の三段階に区分される。

すなわち、産業財産権法の改正は、権利者の権利保護強化による活用促進から、権利の利便性向上による活用促進へとシフトしつつあると考えられる。

【図1】産業財産権法の主な法改正

法改正	区分	概要
	特許	新規事項の追加の禁止
平成5年	特許	訂正請求制度の創設
	実案	無審査制度への移行
平成6年	特許	存続期間の変更
	特許	不特許事由の削除
	特許	優先権主張適用国の追加
	特許	外国語書面出願制度
	特許	明細書記載要件の緩和
	特許	補正・分割時期の緩和
	特許	付与後異議申立制度の採用
平成8年	特許	願書記載内容の容易化
	商標	標準文字制度
	商標	更新の容易化・不使用取消の強化
	商標	保護対象の拡大・団体商標
平成10年	特許	損害賠償制度の算定方法の見直し
	意匠	保護対象の拡大(部分意匠・関連意匠)
	 意匠	出願手続の簡素化
	特許	審査請求期間の短縮
	特許	世界公知・公用に
	特許	新規性喪失の例外規定の拡大
平成11年	特許	早期公開制度
1,22	特許	存続期間延長制度の見直し
	特許	侵害行為・損害額の立証の容易化
	商標	マド・プロ加入に伴う変更
平成14年	特許	発明の実施行為の明確化(プログラム)
	特許	間接侵害の拡充
	 商標	商標の使用行為の明確化
	特許	明細書と請求の範囲の分離
	特許	先行技術文献開示制度
	特許	PCT規則の留保撤回(30カ月)
平成15年	特許	料金改定•審請料返還制度
	特許	異議申立制度の廃止
	特許	審判制度の改訂
	特許	単一性見直し
	特許	PCTみなし全指定
	 実案	実用新案登録に基づく特許出願制度
平成16年		実案の存続期間延長
		実案の訂正の許容範囲拡大
		職務発明規定の改正
-	特許	権利濫用の抗弁による無効判断
平成17年		地域団体商標制度の導入
十八十	商伝 意匠	- 「地域団体間標制度の導入 - 存続期間の延長
平成18年		その他、大改正
	总 <u>匹</u> 特許等	実施行為への輸出の追加
	符計 <u>等</u> 特許等	実施打為への輸出の追加 譲渡を目的とした所持の侵害要件追加
	符 时专 特許	一
		対制山限期限の見直し 補正要件の見直し
	特許	
平成20年	特許	通常実施権登録制度の見直し
	特許	拒服請求期間の見直し

3. 活用に関する施策(特許流通促進事業)

産業財産権の「活用」に関する特許庁の施策としては、平成9年より行われている特許流通促進事業が挙げられる。事業の主な実施形態としては、特許流通データベースの公開と、特許流通アドバイザーの派遣が挙げられる。

特許流通 DB の登録件数は平成 18 年度末(平成 19 年 3 月;約58,600件)をピークに減少している。特許流通アドバイザーによるライセンス成約件数(譲渡契約・実施許諾)は、平成17 年度の723件をピークとして徐々に減少し、平成20年度では約500件となった。未利用特許の大部分(90%)は大企業が保有するが、事業開始当初は大企業がライセンサーの1/4を占めていたが大幅に減少し、TLOの割合が増加した。

4. 意匠権の活用をめぐる状況

意匠権については平成 18 年の法改正により、1) 存続期間が最長 20 年に延長され、2) 関連意匠の出願時期は、これまで本意匠と同日出願することが条件であったのが、本意匠の出願日から公報発行日の前日までの間に緩和される、等の改正が行われた。これまでも、特許権および意匠権による保護を組み合わせ、製品を多面的に保護することが実務上行われているが、この改正により、デザイン開発の現状を踏まえて、より柔軟な活用が可能になったと考えられる。

5. 商標権の活用をめぐる状況

商標権については、平成8年の法改正により、不使用商標対策が強化され、1)不使用取消審判の請求人適格の緩和、2)駆け込み使用による抗弁の不能化、3)不使用取消審判による商標権消滅の消滅日を、不使用取消審判の審判請求の登録日とみなす、4)登録料の分割納付、等の改正が行われ、不使用商標に対する対策が強化された。また、最高裁による「損害不発生の抗弁」の成立要件判示により、商標ブローカーが不使用商標を用いて損害賠償を請求する途も閉ざされた。

Ⅲ、調査研究の目的

1. 「活用」と「利用/未利用」

産業財産権の「活用」の現状およびニーズの検討に際しては、狭い意味での「活用」、例えば、権利としての活用(権利行使;差止め/損害賠償請求等)や、財産権としての活用(譲渡/ライセンス等)に加え、ユーザが評価している活動、事業に利用している活動を含めて「活用」としてとらえ、総合的に現状およびニーズを検討する必要がある。

また「産業財産権の事業活動における活用」について検討を行う場合、従来、統計や施策で用いられてきた「利用/

未利用」の区分は、必ずしも、状況やニーズを反映しきれていないものであるといえる。

たとえば、ユーザが権利の棚卸しを行う際には、自社実施している特許権(「利用」)であっても、他社参入排除に有効でないと判断されれば(他者参入排除に「活用」なし)、年金不払いにより放棄される。

また、「未利用特許」の中には、製品には利用していないものの、技術力 PR のためには特許保有件数が重要であるとして(技術力の指標として「活用」)維持されている権利も存在する。そもそも、年金を支払って権利を維持しているということは、「利用/未利用」の区分ではとらえられない活用目的が、背景に存在することがうかがえる。

さらに、別の視点から考えると、例えば、医薬品製造業とエレクトロニクス産業とでは、知的財産権のライセンス(「活用」の一形態)に関する状況が異なるものであることは、広く認識されている事実であるが、知的財産活動調査の業種別集計において、医薬品製造業と電気機械製造業の保有特許利用率にほとんど差は無い。

以上をまとめると、「利用/未利用」は産業財産権「活用」の状況の一側面を表すものにとどまり、産業財産権「活用」の検討の際には、更に広い視点からの検討が必要である。

2. 検討対象

産業財産権の「活用」を、「ユーザが、産業財産権の取得(および取得活動)を通じた、ユーザの事業における活用」ととらえ、「直接的な活用(例えば、独占実施や実施料収入獲得のための権利行使、ライセンス)」「間接的な活用(自己の事業を守ることを目的とした権利取得)」「他社からの技術導入に伴う、(他社)特許権の活用」「技術力 PR・商談・広告(「特許出願中」「特許取得済」表示)への利用)」等についても、「活用」ととらえ、検討を行った。

また、業種や企業規模により産業財産権の事業への影響が異なるものと考えられることから、アンケート調査の際は、 業種および企業規模による相違を中心に分析を行った。

3. 意匠権および商標権

意匠権および商標権については、特許権と同時にライセンスされたことがあるかにつき、アンケート調査で問い合わせることにより、複数の権利に亘る活用の形態を調査するとともに、「『未利用』権利の活用」というアプローチの妥当性についても検討を行った。

Ⅳ. 調査および分析

1. アンケート調査概要

平成 19 年の特許出願件数が 6 件以上の企業・研究機関

3,153 者に対し、郵送およびインターネット経由での調査依頼を行い、762 者より回答を得た(回収率:24.6%)

2. アンケート調査結果

主として産業財産権の活用に関する設問を行うとともに、 選択肢に対する回答結果と、自由記載に対する回答を参照 し、産業財産権の活用状況が、主に業種あるいは企業規模 によりどのように異なるかを分析した。

産業財産権の活用の状況、特にライセンス活動が盛んであるかは、業種により異なるが、「単体技術のオーバーラップ (他社特許を、どの程度気にせずに通常の事業遂行が可能か。また、どの程度、迂回が容易であるか)」「技術開発における失敗リスク」「業界の技術成熟度(改良技術/新規技術の割合)」等の『開発技術の特性』や、「製品と要素技術数(自社製品に他社技術/特許が、どの程度関連するか)」「特許権の実質的な強さ(特許権取得による独占実施の度合い)」「侵害確認の容易性」等の『製品の特性』、「特許権による独占に対する社会的制約(入札条件、医薬品の承認等)」等の影響により説明ができる。

また、大企業と比較して、中堅企業、中小企業は、他社とのライセンス(有償・クロス)、他社からの技術導入が盛んではないが、ニーズとしては存在している状況が読み取れた。

3. 国内ヒアリング調査概要

主として、アンケート調査の回答があった企業(30 社)に対し、アンケート内容に関連する質問と、大学からの技術移転に関する質問を行った。

4. 国内ヒアリング結果

ライセンス活動に対する積極性については、アンケート調査結果と同様に、事業を行っている業種の影響が大きいことがわかった。また、複数の業種で業務を行っている場合、業種ごとにライセンス活動量を変えているとの回答から、「企業がライセンス業務に慣れているか」という要因よりも、「企業の属する業界においてライセンス活動が盛んであるか」という要因が、より大きいことがうかがえた。

技術導入に対する態度については、業種だけでなく、回答者の社内体制も大きく影響していることが、ヒアリング回答よりうかがわれた。上記の「社内体制」については、「開発スピードを求めるためには、自前開発よりも技術導入、技術導入よりも共同開発」という認識が共有されていても、大きく影響していることがうかがえる。

ニーズの公開と技術導入、外部専門家の利用については、 導入条件は業界や企業により異なるにせよ、外部専門家の 利用に関するニーズは存在するものと思われる。

大学からの技術導入や共同研究については、企業は、特

定の教授に対しては「つながり」を重視し、共同研究を行う等 の深い関与を行っている一方、広く技術移転のソースとして はとらえていないことがうかがえる。

大学特許の質については、「明細書の質」については必ずしも低くはないが、「権利範囲の事業面での充足度」という企業ユーザ視点の「質」では、十分なレベルに至ってはいないことがうかがわれる。大学からの新規ライセンスを増やすためには、海外の大学の取り組みのように、上記企業ユーザ視点での「質」向上が必要であると思われる。

大学 TLO や知財部門に対する意見は様々であるが、不 実施補償をはじめとする金銭面の条件への不満は、単なる 契約条件の問題ではなく、企業と大学 TLO との間で、移転 技術や共同研究に対するスタンスの相違(長期的視点であ るのか、事業化までの必要投資額についての理解があるの か)に起因するものと思われる。また、大学 TLO や知財部門 に、企業と意識を合わせることのできる人材を求めている状 況がうかがわれる。

特許の棚卸における知財部門の人員・ノウハウと、研究・開発部門の協力については、いずれの企業(大企業)も、体制や頻度の差はあれ、力を入れていることがうかがえるが、その効果に対する評価は様々である。ヒアリング調査を行った中では、棚卸し作業を「コスト削減のための見直し」と位置付けた企業では、投入リソースに対する効果に疑問が寄せられる一方、「自社の特許の評価機会」「他社の使用状況の調査機会」と位置付けた企業では、概ね、高い評価が得られている。

発明者・知財部員・代理人の能力・意識等について改善すべき点に関する質問では、発明者の知財スキル向上に対する要望とともに、発明の権利化に対する認識向上を求める回答が複数見られた。知財部員に対しては、出願/権利化に際し発明者を支援する能力の向上を求める回答が複数見られた。社外代理人に対しては、技術分野に対する理解に加え、提案型・コンサル型の能力を求める回答が複数見られた。

知財活動における外部専門家の利用については、社内 調整が不要である調査については、利用経験があるとの回 答が複数ある一方、技術移転や、交渉、知的財産権と金銭 に関わる専門家等については、能力があれば使いたいとの 回答が複数あった。

BRICs (Brazil, Russia, India, China) への対応については、中国/インドについては、市場の拡大に伴い重要性が増しており、出願しないリスクを避ける意味からも出願数を増やしているとの回答が複数あった。また、権利行使が困難である状況は、出願を控える理由にはならないとの回答を、各回答者より受けている。中国においてライセンスを受ける状況として、すぐに事業に取り掛かるためという回答が複数あった。

5. 海外ヒアリング調査概要

米英独仏韓(5カ国)、それぞれ5箇所ずつを目安に関連する質問を行い、国、企業/大学TLO/公的機関別と質問項目別にまとめた。日本と異なり、業種別に問い合わせることは困難であったことから、外部からの技術導入、特に、大学からの技術導入について、企業/大学TLO/公的機関に質問を行った。

6. 海外ヒアリング結果

米国:

大学が非常に洗練された知財管理を行っており、予算が限定されている中、早期の実用化可否判断を行い、ライセンス活動や選別(手続中断)を行っている。また、TLO に企業出身者を雇用したり、外部専門家を活用することにより、大学が取得する特許の質を向上させる取り組みを行っている。米国の大学であっても、ライセンス収支を均衡させるのは難しく、年月もかかる。TLO の役割は、ライセンス収入自体よりも、大学の技術を企業やその先に移転することにあると考えている。英国:

日欧の大学研究者は、米国の大学研究者とは、技術を商業化することについての積極性が異なるから、米国の技術移転モデルとは異なるアプローチを取るべきであることを認識している。大学 TLO に求められる人材として、大学とともにビジネスを理解できる、技術移転するときの相手側企業の技術営業担当であるような人間を挙げており、この点では米国で求められる人材像と一致する。

仏国:

大学とは別にグランゼコールが存在することから、大学に対する政府の資金的援助が限られ、他国と比較して大学の研究開発環境が良好ではなく、技術移転は盛んではないが、複数の大学で共同して TLO を持つ、認定したクラスター内での大学から企業への技術移転を促す、等の施策が行われている。また、技術移転に関して、大学の研究者と企業の担当者が直接コンタクトできるシステムを整備する等、中央政府による支援が盛んである。

独国:

日本と同様に、大学における技術移転部門の歴史が浅く、 大学間の技術移転部門の能力の差が大きい状況が見て取れる。一方、大学と企業との関係には長い歴史があり、技術 移転自体に対する抵抗は存在しないことから、技術移転部 門の能力が向上すれば、大きな成果が得られるのではないかと思われる。

韓国:

韓国については、一握りの大企業と、多くのその他の企業、 という分布が存在することから「インフラストラクチャの整備」を 重点に掲げ、活用に関する施策の中心としている。公報へ の実施許諾意思表示、インターネット取引市場(IP-Mart)の 創設、技術取引所等の整備など、政府が率先して活用に対 する施策も行っている。

7. 意匠権および商標権の活用状況

アンケート調査でライセンス状況を問い合わせるとともに、 国内ヒアリング調査において具体的な事例について確認した。意匠権については、特許権と組み合わせた、製品の多面的な保護が行われ、同時にライセンスが行われている実態が確認できた。商標権については、意匠権と比べると件数は少ないものの、特許権の実施許諾を伴うものが存在することが確認された。意匠権と特許権との組み合わせのライセンス件数が、商標権と特許権との組み合わせのライセンス件数に比べて多くなっているのは、意匠が商標と比較して技術との関連性が高いためであると考えられる。

♥. まとめ

1. 国内の活用に関する現状について

活用状況の業種による相違については、特許等の権利行使、ライセンス、技術導入・共同開発等の「積極的な活用」が重要である事業環境にあれば、当該事業環境における企業は上記「積極的な活用」に注力しているものと考えられる一方、上記「積極的な活用」の重要度が低い事業環境では、企業は上記「積極的な活用」に注力する必要が必ずしも無く、上記「積極的な活用」以外にリソースを配分する行動を取っていると考えられる。

一方、活用状況の企業規模による相違については、中小企業・中堅企業と比較して、大企業は、他社とのライセンス (有償・クロス) および、他社からの技術導入を行っている状況が調査結果より読み取れる。なお、移転する技術の傾向に企業規模による違いは見られなかった。

大学から企業への技術移転については、従前からの大学 教授等と企業のつながりが主であり、大学 TLO や知財部門 は契約以外の部分で大きな役割を果たしていない場合が多 いと考えられる。一方、大学からの技術移転が進まない要因 の一つは、大学と企業側との技術移転に対する意識の違い であり、特許がその意識の違いを埋める「つなぎ」の役割を 果たすことができると考えられる。

意匠権・商標権については、意匠権・商標権と特許権とを 組み合わせた形での保護が行われ、意匠権・商標権と特許 権がともにライセンスされる状況が確認できた。一方、「未利 用意匠権」「未使用商標権」を活用することについては、状 況およびニーズは認められなかった。

2. 国内の活用に関するニーズについて

産業財産権の活用、特に企業間および企業・大学間の技術移転にあたっては、それぞれが技術移転について、同じ方向性のもと活動を行い「有機的に結合」することで進展する。換言すれば、企業や大学が「有機的に結合」するための体制を整える部分に、産業財産権の活用に関するニーズが存在するものと考えられる。また産業財産権の活用、技術移転を促進させるためには、「シーズからニーズを充足させる」という観点と、「ニーズに基づくシーズを創造する」という観点の両観点を基にする促進モデルを構築していく部分にも、ニーズが存在すると考えられる。

具体的には、知的財産権の「積極的な活用」については、単に権利を取得するだけではなく、権利行使に関連した活動(他社の動向や製品情報の調査、他社との交渉、特許の有効性に関するリスク負担等)、他社技術の導入に関連した活動(必要とされる技術について「何を自社で行い、何を外に求めるか」の判断、導入技術や導入元相手の評価)を行う必要がある。特に後者の他社技術導入に関しては、企業戦略に関わる部分が大きく、外部専門家の助力のみでは不十分であるとともに、企業内の知的財産部門や担当を超えたレベル(経営層、および、研究部門や事業部門間)における方針決定および関与が必要となる。

ここで、「積極的な活用」を行うかは各企業の経営判断である一方、経営判断を行うための判断材料、例えば、「『積極的な活用』を行うためには社内でどのような判断や準備を行う必要があるのか」「『積極的な活用』を行うに際し、社外のどのようなリソース(専門家等)を利用することができるのか」「当該業種で、どのような『積極的な活用』の実例があるのか」等の情報の提供については、業種や規模にかかわらず、ニーズが存在するものと考えられる。

また、中小企業に対する知財活用の支援については、「積極的な活用」の素地が不十分であることを踏まえ、単なる技術移転ではなく、技術移転に加えて事業化を検討する総合的な支援を行うことにニーズがあると考えられる。具体的には、「紹介する技術・知財の知識の質的向上」に加え、「紹介先企業が導入した技術・知財を活用するため、事業実施の判断を行う経営者に事業視点でアプローチを行えるようなコンサルタント支援」、「活用する技術・知財を事業化に結びつけるため、地方自治体等の地域機関との連携体制の拡充」等にニーズが存在するものと考えられる。

一方、大学・公的研究機関等において創出される技術・知財を活用するためには、「技術・知財導入について、大学・公的研究機関等と企業が視点を共有するインフラの整備」、「出願済未公開案件の活用の促進」等に潜在的なニーズが存在するものと考えられる。

3. 海外の活用に関する状況について

海外ヒアリング調査では、各国における大学や他企業からの技術移転を中心とした調査を行った。各国の状況に応じて、活用の現状や課題は異なるが、活用の現状や課題の国別の差異は、各国特許庁や政府の施策、また各国大学の研究開発能力による差異ではなく、各国の研究開発文化、企業文化等の、背景となる環境の相違を反映したものであるといえる

たとえば、米国の大学からの技術移転について、米国の 大学の研究者は、日欧の大学の研究者に比べ事業化を意 識しており、かつ、製品化に向けて非常に前向きであるから、 大学からの技術移転が進めやすいという背景がある。

英国の大学 TLO からのコメントにあるように、日欧の大学 TLO が米国の大学 TLO の形態を単純に模倣しても背景状況が相違しており、うまくは進まない場合が多い。したがって、海外における活用の現状や課題を、我が国と対比して検討する際には、背景となる環境の相違についても十分理解する必要がある。

仏国においては、技術移転活動の促進を、企業および大 学からなるクラスターを単位として行っている。クラスターを単 位とした施策は、技術移転活動の促進以外にも数多く行わ れており、産業財産権に限定されない多面的な支援体制を、 ある一定の単位ごとに行う活動は、日本における地域単位で の取り組みにおいても参考になるものと考えられる。

独国は日本と同様に、大学内に TLO が設けられてからの歴史は浅いが、大学と企業の間の長い関係を背景に、企業との関係を、教授単位ではなく、大学 TLO を通じて構築している点は参考になるものと考えられる。

韓国においては、直接的な技術移転に加え、「技術移転 のインフラストラクチャの整備」を各機関が念頭に置き活動を 行っていた点で、参考になるものと考えられる。

(担当:研究員 大崎雅行)